

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	枝幸町 固定資産税システム

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枝幸町は、固定資産税関係事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道枝幸町長

## 公表日

平成31年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	<p>・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課している。</p> <p>・地方税法に基づき、都市計画区域内の土地、家屋の所有者に対し、都市計画税額を算出し賦課している。</p> <p>・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書・公課証明書を発行している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①固定資産税の賦課 ②都市計画税の賦課 ③評価証明書、公課証明書の発行</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	固定資産税システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項) 平成26年内閣府・総務省令第5号(第16条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会による根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(27の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第20条) 【情報提供による根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(27、28、29の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第20、21条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枝幸町 税務課、歌登総合支所
②所属長の役職名	税務課長 佐藤 祥人、支所長 北本 雄一
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	枝幸町(総務課総務グループ) 枝幸郡枝幸町本町916番地 0163-62-1234
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	枝幸町(総務課総務グループ) 枝幸郡枝幸町本町916番地 0163-62-1234

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月10日	I、3、法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項)	番号法第9条第1項 別表第一(16の項) 平成26年内閣府・総務省令第5号(第16条)	事後	内閣府・総務省令の公表により追記するもので、重要な変更には該当しない。
平成27年4月10日	I、4、②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29の項)	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第19、20、21条)	事後	内閣府・総務省令の公表により追記するもので、重要な変更には該当しない。
平成27年4月10日	I、5、②所属長	税務課長 村上 伸保、支所長 藤山 修一	税務課長 村上 伸保、支所長 森永 寿	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成27年4月10日	I、8、連絡先	企画財政課企画政策室	企画政策課企画政策グループ	事後	組織再編により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	I、8、連絡先	(総務課総務グループ、企画政策課企画政策グループ)	(総務課総務グループ)	事後	担当所管の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	II、1(いつ時点の計数か)	平成26年9月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成28年4月1日	II、2(いつ時点の計数か)	平成26年9月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I、4、②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、29の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第19、20、21条)	【情報照会による根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(27の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第20条) 【情報提供による根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(27、28、29の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第20、21条)	事後	内閣府・総務省令の公表により追記するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II、1(いつ時点の計数か)	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II、2(いつ時点の計数か)	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I、5、②所属長	税務課長 村上 伸保、支所長 森永 寿	税務課長 佐藤祥人、支所長 北本 雄一	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ、1(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ、2(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳ	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴うもので、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ、1(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ、2(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	再評価による基準日の変更によるもので、重要な変更には該当しない。